

地域主導の再生可能エネルギー事業 と地域金融機関

—取組みの特徴と今後の課題—

研究員 寺林暁良

〔要　　旨〕

- 1 全量固定価格買取制度（FIT）の開始によって、再生可能エネルギー（再エネ）への取組みが拡大しているが、装置産業である再エネ事業では資金調達が重要となる。本稿は地域主導の再エネ事業と地域金融機関の関係に着目し、両者の関係性を整理した上で、取組みの現状をまとめ、最後に今後の課題についてまとめたものである。
- 2 FITの開始によって、再エネ事業の資金調達は、補助金主導型から民間資金・ノウハウ活用型へと変化した。これに伴い、再エネ事業の資金調達にとって、金融機関からの借入の重要性は非常に大きくなった。
- 3 再エネ事業では、地域金融機関の役割に期待が集まっている。それは、小規模分散型の再エネ事業は地元企業や地域組織が行う場合が多く、融資額も相対的に小さいほか、業態によっては特定の再エネ事業との関係性が非常に深いことから、地域金融機関が借入先として選択されやすいためである。また、地域金融機関のもつ地域のネットワークなどは、再エネ事業の活性化に寄与しうる。地域の価値創造への貢献や環境金融、社会的金融という側面からは、地域金融機関にとっても地域主導の再エネ事業を推進する意義は大きい。
- 4 地域金融機関の再エネ融資の現状をみると、比較的小規模な太陽光発電で、既存取引先が経営多角化の一環として取り組む案件を中心に拡大している。また、再エネ専用融資メニューの導入や再エネ専担部署の設置、公的金融の活用なども進んでいる。
- 5 今後の再エネ事業を展望した場合には、地域金融機関には、再エネで起業した新規事業者への融資や、風力発電・バイオマス事業などの太陽光以外の再エネへの融資に対するノウハウの蓄積が求められてくることになると思われる。

目 次

はじめに

1 FIT導入による資金調達の変化

(1) FIT導入以前

—補助金による導入支援—

(2) FIT導入後

—民間資金活用の拡大—

2 地域金融機関に期待される役割

(1) 小規模分散型の再エネ事業と地域金融機関の関係性

(2) 地域金融機関による再エネ活性化への寄与

(3) 地域金融機関にとっての再エネ事業推進

の意義

3 地域金融機関の再エネへの取組状況

(1) 地域金融機関の再エネ融資の特徴

(2) 再エネ向け融資商品

(3) 再エネ事業のサポート体制

(4) 公的金融の活用

4 再エネ推進の今後の課題

(1) 新規事業組織への融資

(2) 太陽光発電以外の再エネ事業への融資

おわりに

はじめに

再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）は、地域における固有の自然資源として捉えられ、地域社会の再生や新たな地域づくりに活用されることが期待されている（寺西（2013））。こうしたなか、2012年7月に全量固定価格買取制度（以下「FIT」という）が始まったことで、再エネの普及が進みつつあり^(注1)、各地で地域主導の再エネ事業が立ち上ることへの期待も高まっている。

再エネ事業で重要な問題となるのが、資金調達である。再エネ事業は、基本的には装置産業であり、事業初期に設備投資費用の調達が必要となる。特にFITが始まった以降は、資金調達手段として金融機関からの借入の重要性が増しており、地域主導の再エネ事業については、地域金融機関の役割に大きな期待がかけられている。

本稿では、まず、FIT開始による再エネの資金調達の変化を述べ、金融機関からの借入が重要になっていることを示すとともに、地域主導の再エネ事業で、特に地域金融機関に期待されている背景を整理する。次に、地域金融機関による再エネ事業の取組みの現状を明らかにし、最後に今後地域金融機関が再エネ事業の取組みを拡大させる^(注2)上の課題を整理する。

(注1) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー発電設備の導入状況について（5月末時点）」(<http://www.mext.go.jp/press/2013/05/20130517002/20130517002.html>, 13年9月10日閲覧)によると、FITの買取対象で13年5月末までに運転開始した設備容量は、太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱の合計で30.8万件（304.8kW）に上っている。FIT開始後の各再エネ事業の普及状況についての分析は、寺林・安藤（2013）を参照のこと。

(注2) 地域金融機関による再エネの取組みとしては、主に家庭用となる10kW未満の太陽光発電設備についても重要であるが、こちらは余剰電力が買取対象であり、対象も個人となる場合が多く、事業者の扱う再エネ事業とは性質がかなり異なるほか、09年には余剰電力買取制度が始まることなど支援策の動向も異なることから、本稿で

は除外して議論することとしたい。

1 FIT導入による資金調達の変化

(1) FIT導入以前

—補助金による導入支援—

まず、FITの導入によって、再エネ事業の資金調達がどのように変化したかを振り返ることで、現在の再エネ事業において、金融機関からの借入（デッド・ファイナンス）が重要となった背景を整理する。

再エネは、1997年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が施行されたことで本格的に導入・普及が始まった。再エネは基本的に減税や補助金、電力優先買取などの複数の政策の組み合わせ（ポリシー・ミックス）によって普及が目指されてきたが、特に導入補助金予算の大きさは特筆されるものである。03年に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の施行による、固定枠制（RPS）が導入されて以降も、この補助金が再エネ事業の支援策の柱となってきたといえる。

その補助金の代表が、地方公共団体や非営利組織向けの「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」や民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」であった。これらの補助金は、10kW程度の屋根設置型の太陽光発電設備から数十MWの風力発電設備まで、発電設備の規模・種類を問わず利用でき、補助率も前者が発電所建設費用の最大2分の1、後者が同最大

3分の1と高かった。また、これらの補助金以外にも、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が民間事業者と協力して行う実証実験事業なども行われた。^(注4)

補助金による導入支援政策は、再エネ普及に一定の効果をもたらしたが、補助金依存型の事業性見通しの甘い事業も散見されるようになり、風況不適地に建てられた「回らない風車」のような失敗事例を生む一因になったとも指摘されている（大門（2011））。

一方、この時期は、資金調達手段として金融機関からの借入の重要性は低かった。まず、補助金対象事業では、小規模な太陽光発電事業の件数が多く、補助金と事業者出資で賄えてしまう場合がほとんどだった。この時期には風力発電の普及もある程度進んだが、これは中央資本の大企業が行う場合が多く、借入先も大手都市銀行等に限られた。また、「市民風車」や「市民ソーラー発電所」のように匿名組合契約のスキームを用いてエクイティを調達する事例も散見されたが、これらの事例でも金融機関からの借入はほとんどみられなかった。

その他、再エネ融資に対する支援策として利子補給制度もあったが、予算規模は数百万円程度にとどまっており、活用余地も限定的であった。

このように、FIT導入以前の再エネ事業の資金調達は、補助金への依存度が高く、金融機関からの借入は限定的にしか行われてこなかったのである。

(注3) 1メガワット(MW)=1,000キロワット(kW)

(注4) なお、上記補助金についても、事業者の太陽光や風力発電などを除いてはNEDOを経由し

て補助されていた。

(2) FIT導入後

—民間資金活用の拡大—

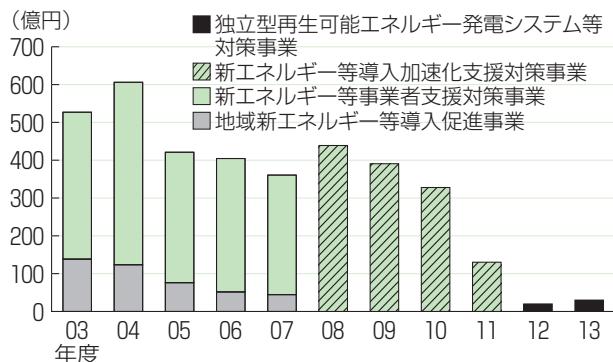
しかし、新たな再エネ助成制度としてFITが導入されることによって、再エネ事業の資金調達は大きく変化することとなる。

FITは、電力の売渡価格を一定期間固定してキャッシュ・フローを安定させ、事業の採算性を確保することで民間の設備投資促進を図る政策である。実際、意図されたとおり、設備投資計画が立てやすくなつた再エネ事業には、民間からの参入も飛躍的に拡大することとなった。

その資金調達の大部分を担うものとして想定されているのが、民間金融機関からの借入である。一般的に諸外国等においても民間の再エネ事業では、総事業費の20~50%をエクイティで、残りの50~80%を借入で賄うのが一般的と考えられており(Sonntag-O'Brien and Usher (2006)), 日本でも同様に金融機関からの借入が求められるようになっている。

一方、FITが導入されたことで、再エネに係る補助金予算是、実証実験事業などの一部を除いて大幅に削減された。まず、既存の導入補助金については、11年度には予算が前年度比3分の1程度にまで縮小し、同年度末をもって廃止された(第1図)。12年度からは、これに代わる位置づけとして「独立型再生可能エネルギー発電システム等対策事業費補助金」が導入されたが、これは自家消費向け再エネ設備等のように

第1図 再生可能エネルギー向け補助金予算額の推移



資料 資源エネルギー庁「エネルギー白書」各年度版から作成
(注) 1 08~11年度の地域新エネルギー等導入促進事業と新エネルギー等事業者支援対策事業は、新エネルギー等導入加速化支援対策事業として予算が一元化された。

2 03~07年度は、便宜上新エネルギー事業者支援対策事業を新エネルギー等事業支援対策事業としている。

3 03, 04年度の地域新エネルギー等導入促進事業には、新エネルギー非営利活動促進事業を含む。

FITの対象とならない再エネ事業しか対象にならない。

また、東日本大震災の発生を受けて、11年度3次補正予算では15年度までの基金事業として「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金」(316.42億円)が計上されたが、これについては設備費用対象経費の10分の1以内(蓄電池や送電線は3分の1以内)と補助率が低く、対象も設備を特定被災区域内に設置する場合に限られている。

このように、FITの導入によって、再エネ事業の資金調達は、補助金依存型から民間資金・ノウハウ活用型へと大きく転換したといえる。こうしたなかで、再エネ事業では金融機関からの借入が資金調達の前提となったといつても過言ではないのである。

2 地域金融機関に期待される役割

(1) 小規模分散型の再エネ事業と地域金融機関の関係性

再エネ事業の資金調達において金融機関の役割が大きくなるなか、その担い手として大きな期待がかけられているのが、全国各地にあまねく存在し、各地域の経済活動を支える地域金融機関である（第1表）。ここで、なぜ再エネ事業において地域金融機関の役割が重要であるかを整理しておきたい。

再エネ事業は、地域主導の小規模分散型で進んでいるところに一つの重要なポイントがある。数MW規模のメガソーラー発電所のように大規模集中型の再エネ事業の場合は、都市圏に本社を置く大企業が行う場合がほとんどであり、融資額も相対的に大きいため、基本的に都市銀行が借入先とされる場合が多い。一方、小規模分散型の再

第1表 日本の地域金融機関とその計数
(2012年3月末)

	機関数	店舗数	預貯金残高	貸出金残高
地方銀行	64	7,504	22,877	16,197
第二地方銀行	42	3,129	6,076	4,466
信用金庫	271	7,535	12,264	6,379
信用組合	158	1,737	1,792	948
農協	714	8,716	8,820	2,352
漁協	145	-	88	10
労働金庫	13	642	1,744	1,157

資料 全国銀行協会、信金中央金庫、全国信用組合中央協会、農林中央金庫、水産庁、労働金庫連合会資料から作成

(注) 預貯金には譲渡性を含む。農協の店舗数は金融情報システムセンター『金融情報システム白書』による。漁協の機関数は、信用事業を行った組合数を示す。信用組合には業域・職域信用組合を含む。

エネ事業は地元企業や地域組織が行う場合が多く、融資額も相対的に小さいため、その地域を営業エリアとする地域金融機関が借入先として選択されることになるのである。

また、地域金融機関は業態ごとに専門性を持つため、特定の再エネ事業への関与が特に重要な場合がある。例えば、個人事業主が出資し合って再エネ事業を始める場合には、地元の信用金庫などが重要な役割を果たすであろう。一方、バイオマス発電事業や洋上風力発電事業のように農林水産業の現場で行う再エネ事業では、当然農協や漁協に意見や関与が求められることになる。

このように、小規模分散型で拡大する再エネ事業では、地域金融機関が適切な役割を果たすことが求められる。その地域で再エネ事業が活性化するかどうかにとって、地域金融機関の責任は大きいといえよう。

(2) 地域金融機関による再エネ活性化への寄与

a 地域のネットワークの活用

さらに、地域金融機関のビジネスモデルは、再エネ事業の活性化に大きく寄与しうる。その一つとして、地域金融機関が地域密着型金融を実践することで築いている地域のネットワークは、再エネ事業にも活用しうる。

再エネ事業の実施には、設備メーカーやメンテナンス業者、法律事務所、保険会社、電力会社など、多様な関係団体との連携が

必須となる。再エネ事業は多くの事業者にとって新しい取組みとなるだけに、これらの関係団体と独自に関係性を築いていくことは容易ではない。

これに対し、地域金融機関は、地域に多数の取引先を抱えており、ビジネスマッチング業務などを日常的に行っている。特に、協同組織金融機関の場合は、組合員・会員の情報交換、親睦のためのネットワーク組織を有している場合も多い。また、地域金融機関自体も、事業計画の策定などに際しては、重要な相談相手となる。

このように、地域金融機関であれば、地域内の企業・組織をつなぐコーディネーター役として地域の再エネ事業を活性化させる役割を果たしやすいと思われる。

b 自然条件の把握

また、地域金融機関は、地域の自然条件を踏まえた事業審査のノウハウを蓄積しうることである。

再エネ事業の事業性は、日射量や風況、バイオマス供給量、水量など、地域の再エネ資源の賦存量に依存する。そのため、地域における再エネ資源のポテンシャルを包括的に把握し、それをもとにキャッシュ・インフローの予測に役立てることは重要である。

また、地域の気象条件によって、再エネ事業の実施で気を付けるべきポイントも変わってくる。実際、北海道札幌市に本店を置く北洋銀行は、冬季の積雪を勘案し、架台の高さが十分か、雪が積もりにくいかネ

ルの角度になっているか、といった面を太陽光発電事業の審査対象に含めている（安藤（2013））。

このように、地域の自然条件を踏まえた審査ノウハウを積み重ねるのにも、地域性に根付いた営業を行う地域金融機関が最も適しているといえるだろう。

c 業態の中央機関によるノウハウ蓄積

また、特に協同組織金融機関の場合には、業態ごとに中央機関を持っているが、この中央機関が適切な役割を果たすことで、各金融機関の再エネ推進をサポートすることができると思われる。

再エネは、太陽光や風力などの発電形態ごとに、ある程度必要なノウハウは共通している。中央機関がそのノウハウを集約し、地域金融機関が再エネ事業の推進に取り組む際のアドバイス役を果たすことができれば、これまでの融資経験の乏しい地域金融機関でも再エネ推進に取り組みやすくなると思われる。

(3) 地域金融機関にとっての再エネ 事業推進の意義

a 地域の価値創造への貢献

一方、地域主導の再エネ事業は、地域金融機関にとっても推進の意義の大きい事業であると思われる。

その一つとして、地域主導の再エネ事業が、地域経済への貢献という地域金融機関のそもそもの存在意義と合致することが挙げられる。

地域主導の再エネ事業は、売電収入やエネルギー代替による節約効果、雇用創出など、地域における様々な価値創造の取組みそのものである。これらの価値創造は、地域社会の自立や活性化にもつながるものであり、地域経済を再生させる有力な手段になることも期待される（山下（2013））。

このようにみると、再エネ事業は、地域金融機関と非常に親和性の高いものであることが分かる。地域における価値創造や地域活性化への貢献は、地域金融機関の経営理念そのものであるし、営業エリアの経済的発展は自らの事業存続の要件であるともいえる。地域経済の活性化を目標に掲げる再エネ事業を地域金融機関が推進することは、当然のようにも思われる。

b 環境金融・社会的金融の実践

また、再エネ事業は、環境問題の解決や持続可能な社会の形成が目指される事業であり、地域金融機関にとっては、環境金融・社会的金融の具体的実践として捉えられることである。

1992年に国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が創設されて以降、金融分野では環境問題への関心が高まっており、金融市場においてもSRI（社会責任投資）ファンドのように、事業性と社会性との両立を目指す商品が一定の地位を占めつつあり、そのうち再エネファンド（グリーンファンド）の規模も年々拡大している（服部（2012））。

また、社会・環境・文化的な付加価値の達成を目的とする事業・プロジェクトに融

資を限定するソーシャルバンクにあっても、再エネは重要な分野となりつつある。例えば、ドイツのソーシャルバンクであるGLS銀行では、12年末の貸出金残高の31.3%を再エネ事業が占めるまでになっている（GLS Bank（2013）76頁）。

日本においても、環境金融や社会的金融への関心は高まっており、11年11月には環境省を事務局として30前後の金融機関が「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」をとりまとめ、13年3月現在で186団体がこれへの署名を行っている。そして、その行動原則の一つには「地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする」という、地域密着型の取組みも掲げ^(注5)られている。

地域主導の再エネ事業は、地域の持続可能性を高め、環境親和的なコミュニティを形成することに資する事業であり、上記の原則に非常に適合するものである。こうした事業に参画することは、地域金融機関にとって、まさに地に足の着いた環境金融・社会的金融の実践であるといえる。

(注5) 環境省「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」 (http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18357&hou_id=14289, 13年8月20日閲覧)

3 地域金融機関の再エネへの取組状況

それでは、地域金融機関による再エネ事

業への取組みはどの程度進んでいるのだろうか。

FITの導入に先駆けた研究を振り返ると、地域金融機関の再エネ融資では、①融資額の大きさ、②融資期間の長さ、③リスク評価ノウハウの不足、という3つの障壁があると指摘されてきた（科学技術振興機構（2012）、環境エネルギー政策研究所編（2013））。ただし、FIT導入後、地域金融機関の再エネ事業への取組みに変化がみられ、こうした状況もある程度変わりつつある。

そこで、地域銀行（地方銀行、第二地方銀行）と信用金庫を事例としてFIT導入以降の地域金融機関の再エネ事業への取組状況を述べていきたい。

（1）地域金融機関の再エネ融資の特徴

まず、地域銀行が東京都内で半期ごとに開催している機関投資家向け説明会でのコメント及び資料を例として、地域金融機関による再エネ融資の現状と特徴を考察する。

12年9月期には、地域銀行105行のうち34行が東京で決算説明会を行ったが、このうち16行が再エネ融資のポテンシャル等について言及し、7行は融資実行見込み案件の件数・金額を公表している。また、13年3月期には決算説明会を行った56行のうち11行が12年度中の事業者向け再エネ融資の実行額を発表している（第2表）。

これをみると、すでに12年9月期の時点で100億円を上回る融資見込み案件を抱えている地域銀行も多く、13年3月期の時点では、実際に50億円以上の融資を実行して

第2表 地域銀行の再生可能エネルギー実行件数・金額

（単位 件、億円）

		12年9月期		13年3月期			
		融資実行見込み		1件当たり			
		件数a	金額b	b/a	件数a	金額b	b/a
A銀行	北海道	-	530	-	-	31	-
B銀行	東北	30	50	1.7	13	40	3.1
C銀行	東北	-	-	-	-	21	-
D銀行	関東	100	300	3.0	-	64	-
E銀行	関東	-	-	-	-	50	-
F銀行	関東	-	-	-	-	6	-
G銀行	中部	257	185	0.7	-	-	-
H銀行	中部	-	-	-	-	20	-
I銀行	中国	50	200	4.0	-	19	-
J銀行	中国	103	119	1.2	-	-	-
K銀行	中国	63	190	3.0	39	39	1.0
L銀行	四国	-	-	-	-	19	-
M銀行	九州	-	-	-	53	65	1.2
中央値		82	190	2.3	39	31	1.2

資料 各行12年9月期及び13年3月期決算説明会資料から作成

いる銀行もある。

一方、両期の1件当たりの融資見込額・融資額を単純平均でみると、0.7億円から4.0億円にとどまっている。1件当たりの融資額がそれほど大きくないことは、地域銀行の再エネ融資の特徴である。例えばD銀行は9月期の決算説明会で、フィージビリティを考え、1MW強（金額としては3億円）程度までの案件を取扱いの中心とすると述べている。

また、ほぼすべての地域銀行から共通して聞かれたのは、太陽光発電が案件の中心であることである。太陽光発電は、許認可までの手続きが比較的短く、FITの買取価格が高めであるため採算性も立てやすいことに加え、事業所の屋根に設置するものも含めて小規模でも行きやすいためだと思わ

(注6)
れる。

さらに、地域銀行が推進する太陽光発電案件では、既存取引先が多角経営の一環として行うものに対し、コーポレートリスクを踏まえて融資を行うことが多いこともうかがえた。既存取引先であれば、地域金融機関にとってのリスクもそれほど大きくなればかりか、むしろその業者とのリレーション強化にもつながりうる。

これに対し、大企業が行うような数十MW規模の再エネ事業については、都市銀行等がアレンジャーとなった協調融資（シンジケート・ローン）に参加する例がみられるにとどまるようだった。

また、2～10MW程度の中規模案件について特別目的会社（SPC）となる株式会社や合同会社を立ち上げて倒産隔離を行い、事業収支をもとに融資判断を行う方式（プロジェクト・ファイナンス）の組成も視野に入れて推進体制を築いている銀行もあるが、これは再エネで先進する数行に限定される。

以上のように、地域銀行の再エネ融資は、小規模な太陽光発電で既存取引先が行う事業のように、比較的リスクの低いところから拡大してきているといえるだろう。

(注6) 再エネ融資の中心が太陽光発電であることは、資源エネルギー庁「再生可能エネルギー発電設備の導入状況について（5月末時点、前掲（注1）」で認定出力の9割以上が太陽光発電であることを考慮しても明らかであると言える。

（2）再エネ向け融資商品

次に、インターネットのホームページ検索によってFIT開始後に地域銀行や信用金庫が導入した再エネ向けのプロパー融資商

品について調べた。この結果、13年8月現在で少なくとも地方銀行の22行、第二地方銀行の9行、信用金庫17金庫がこうした融資商品を導入していた。^(注7)これらの再エネ向け融資商品を集計し、特徴をまとめたのが第2図である。

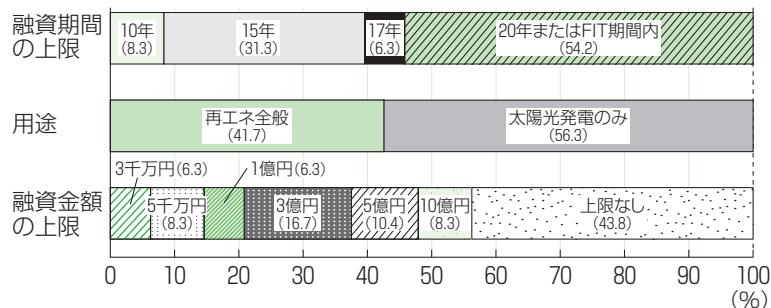
これによると、融資期間の上限は、「20年またはFIT期間内」に設定されるのが5割を超えていた。ただし、事業継続リスクや現実的な投資回収可能性を考慮して余裕を持たせ、「10年」あるいは「15年」とするケースも少なくなかった。また、再エネ設備等の法定耐用年数である「17年」としている場合もあった。いずれにせよ、再エネ事業融資は、通常の設備投資の融資期間よりは長期の水準に設定されているようである。

次に、融資の用途は、「太陽光発電のみ」が「再エネ全般」を上回っており、比較的事業化しやすい太陽光発電への融資が重視される傾向があることを再確認することができた。

また、融資の上限額は、個別案件に対応できるよう、「上限なし」としている場合が4割強を占めていた。ただし、「3億円」までの部分でも4割弱を占めており、ある程度融資の規模を限定して考えている金融機関も多いことがわかる。

その他、担保条件については、各行所定としている場合が多いが、発電設備や売電債権を担保目的物としたABL（動産担保融資）を行っている金融機関も3機関あった。また、信頼できるメーカーの設備保証がある場合には金利引下げを行うとしている金

第2図 地域銀行・信用金庫の再生可能エネルギー発電事業者向け融資商品の特徴



資料 各地域金融機関ホームページ等(13年8月16日時点)から作成
(注) 地方銀行22行、第二地方銀行9行、信用金庫17金庫(合計48機関)における、12年7月以降の再生可能エネルギー発電事業者向け融資商品の集計。

融機関もみられた。売電収入の受給口座指定を融資条件とするケースもあり、再エネ融資が取引強化のツールとしても活用されているようである。

このほか、融資の別枠として再エネを対象としたファンドを組成する金融機関も散見された。これらのファンドは、再エネ専門のものもあれば、地域活性化の対象の一つに再エネが含まれている場合もあった。

(注7) こうした再エネ商品の有無が地域金融機関の再エネ推進の熱心さと直接関係があるわけではないが、地域金融機関の再エネに対するスタンスを知ることには役立つと思われる。また、調査方法上の制約から、導入数などについて完全性を保証するものではないことに含み置きいただきたい。

(3) 再エネ事業のサポート体制

FIT導入以降、再エネ事業のサポート体制を整えている地域金融機関も増えている。

まず、FIT開始後に再エネやFITに関する事業者向け説明会を開催した地域銀行は、60行を超えてい

る。これには定員を上回る参加申し込みがあるなど、事業者からも大きな反響がある場合も少なくなかったようである。

また、再エネの専担部署を設置する銀行も増えている。専担部署の役割は、域内の再エネ案件情報の収集や、事業性評価のためのノウハウ蓄積

である。特に、再エネ事業にとってリスク評価は重要であり、その項目は太陽光発電を例に見ても第3表のように多岐にわたる。特に、FITの買取期間との関係から融資期間が比較的長期になりがちであるため、機器の不具合や劣化、急激な金利変動、事業承継などについては、事業者と共にその対

第3表 太陽光発電事業の主な評価項目

	主な内容
事業用地・設置場所	土地用途、地盤強度、積雪等の気象、近隣建設物との干渉、建物の築年数・耐久性、所有者変更
売電・系統連系	電力会社との売電契約締結可否、系統連携コスト
メーカー選択	信用と実績のある設備メーカー製品の選択、メーカー出力保証、劣化率、モニタリングシステム
発電量	日射量データに基づく長期発電量予測、劣化や天候変化に伴う出力変動
業者選定	信用と実績のある設備設置業者・メンテナンス業者の利用、完工遅延・コストオーバー時の保証・賠償
操業・メンテナンス	事業者の維持管理運営能力、維持管理業者との契約
適切な事業計画収支	費用項目の網羅性(メンテナンス費用、固定資産税、回避措置による出力抑制リスクの折り込みや原状回復費、一時的な資金不足への準備金積立など)
元利金返済	金利変動、ストレス勘案、借入金の元利金返済の見通し
保険	自然災害や事故、盗難など多角的なリスクに対する保険会社利用
保全	抵当権設定、動産譲渡担保・売電債権譲渡権設定、売電収入受給口座指定、保険証券の質入

資料 筆者作成

応を考えていくことが重要となる。

また、これらのリスクへの対応を含め、再エネ事業を行うためには、設備メーカーや設備メンテナンス業者、法律事務所、保険会社など、多様な関係団体との連携が必須となる。こうした業者を仲介できる体制を整えておくことも、専担部署に求められる重要な役割となっている。

(4) 公的金融の活用

再エネへの融資では、公的金融の活用も盛んであるが、特に注目されるのは、地方自治体等の制度融資の活用である。FITの開始後、すでに少なくとも35の都道府県が再エネの普及を目的とした制度融資を新たに導入したり、既存の制度融資をFITに合うように作り替えたりしている。利子補給や保証料補給は、事業者にとってのメリットであるだけではなく、地域銀行にとっても低いリスクで再エネへの融資経験を積む機会となる。

また、政府系金融機関による融資も重要である。日本政策金融公庫は再生可能エネルギー向けに中小企業事業として最大7億2,000万円、国民生活事業として最大7,200万円の融資メニューを用意しており、12年度は件数（4,552件）で前年度比約3倍、金額（945億円）で同約12倍の増加を示すなど、^(注8)活用が進んでいる。同公庫の融資は、地域金融機関と協調して進められるケースが多く、地域で再エネ事業を活性化させ、地域金融機関が融資案件に関わる重要な機会にもなっている。

(注8) 日本政策金融公庫「日本公庫の再生可能エネルギー関連融資が件数・金額ともに過去最高」(<http://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics130517b.pdf>, 13年8月20日閲覧)

4 再エネ推進の今後の課題

以上のように、地域金融機関の再エネ融資は、融資メニューの強化や専担部署の設置、公的金融の活用などによって着実に進んでいる。しかし、現時点で推進されている再エネ事業は、主に既存取引先が行う小規模な太陽光発電事業に偏っていることも指摘した。そこで、今後、地域金融機関がさらに幅広く再エネ事業に取り組んでいくまでの課題を挙げ、その解決のための方向性について考えてみたい。

(1) 新規事業組織への融資

第一の課題に挙げられるのは、再エネで起業した新規事業者への融資である。現在は、既存の事業者が副業的に行う事業への融資が大勢を占めているが、今後は集落や自治会などの地縁組織、あるいは地域内の有志や生産団体などが資金を出し合って再エネ事業を立ち上げるといった、コミュニティ・レベルでの再エネ事業の立ち上げも出てくるものと思われる。

こうした事業は、地域の自立や価値創造に直接つながるため、地域金融機関にも積極的な関与が求められる。しかし、実績もノウハウもない事業者に対する与信判断が難しいことも事実である。

ただし、再エネ事業はキャッシュ・フロ

一構造自体が複雑なわけでもなく、事業性の判断も、ある程度ノウハウ等を積めば難しいものでもない。船橋（2013）は、地域で立ち上がる事業に対し、地域金融機関が事業化準備段階から参画し、事業者と成功体験とノウハウを共有していくことで、金融機関自体も審査能力を向上させ、次の事業の推進につながっていくと述べている。こうした取組みを積み重ねていくことで、新規事業のサポート役としての能力を獲得していくことが求められよう。

また、これは地域金融機関の課題だけではなく、新規事業を立ち上げる事業者が、いかにして資金調達をしやすい組織を立ち上げるか、という問題でもある。地域で再エネ事業を行う場合、①出資者の有限責任性、②出資配当のための利便性、③法人としての信用（借入のしやすさ）、④設立の容易さやコストなどを勘案しながら、適合的な事業組織を選択していく必要がある。^(注9)

地域主導の再エネ事業が先行しているドイツでは、エネルギー協同組合や有限合資会社のように、地域主導の再エネ事業を立ち上げる際に典型的ともいえる形態が存在する。^(注10)日本においては、前記の①～④の条件を全て満たすような組織を想定しにくい（第4表）が、事業の特徴に応じて最善の事業組織を選択できるよう、地域金融機関もアドバイスできるような体制を整えるべきであろう。

第4表 再エネ事業の立ち上げ時に活用しうる事業組織の例

	根拠法	主な長所	主な短所
株式会社	会社法	出資・融資など、多様な資金調達手段を確保できる	設立コストが比較的高い
合同会社	会社法	設立が比較的容易で、社員は有限責任	法人と出資者で二重課税を被る
合名会社	会社法	設立が比較的容易	社員は無限責任
企業組合	中小企業等協同組合法	設立が比較的容易で、組合員は有限責任	一般の金融機関からの借入が困難
有限責任事業組合(LLP)	有限責任事業組合契約に関する法律	出資配当のための組織として利用価値が高い	法人格がないため、金融機関からの借入が困難
一般社団法人	一般社団・財団法人法	事業目的の制限がなく、設立も比較的容易	出資者への利益分配ができない

資料 筆者作成

これらに加え、投資育成会社が再エネ事業用の投資ファンドを組成し、新規の再エネ事業者に出資金を拠出することができれば、再エネ事業の立ち上げにとって非常に有効となり、地域金融機関による推進可能性も広がると思われる。

(注9) また、再エネの取組みを先行的に行ってきた長野県飯田市では、再エネ事業で事業主体が円滑に資金調達を行うために必要な項目として、①事業の安定性の確保、②出資者の有限責任性、③地域への配当の保持、④補助金の利用可能性、⑤公益（地域益）的性格の確保、を挙げている（飯田市（2012））。

(注10) ドイツでは、①議決権が原則平等であること、②定款の自由度が高いこと、③組織の仕組みが複雑ではなく、設立も容易であることなどから、再エネ設備を地域社会が共同で利用・管理する場合にはエネルギー協同組合を新設するケースが増えている。また、①有限会社が無限責任社員であるため、実質有限責任で事業を行えること、②法人課税ではなく構成員課税であるため、出資配当の導管体としての利便性が高いこと、③事業主体の存続性を確保できること、④開示規制等が株式会社よりも緩やかで設立も容易なことなどから、有限合資会社という事業主体が利用される場合が多い（German Wind Power Association（2012）、石田・寺林（2013））。

(2) 太陽光発電以外の再エネ事業への融資

第二に、現在は太陽光発電事業が再エネ事業融資の大半を占めているが、今後は、風力発電事業やバイオマス事業などの太陽光発電以外の再エネ事業に対する資金ニーズへの対応が課題になると思われる。

風力発電事業やバイオマス事業などは、①送電網の脆弱な地域に自然資源が偏在していることや、②環境影響評価（環境アセスメント）など手続き・規制等への対応に数年の期間が必要なこと、③立地地域住民との合意形成や権利調整が必要であることなどの課題が多く、FIT開始によってただちに件数が増えるには至らなかった。しかし、今後は、順次事業化のめどが立ち始め、環境アセスメント迅速化などの政策的な整備も進められるとみられることから、これらの件数も増えていくことが想定される。

ただし、風力発電事業やバイオマス事業では、事業費の大きさが大きな課題となる。これらの事業は、1案件につき数億円以上の事業費が必要になるのが普通であり、こうした資金需要に応えるためには、一歩進んだ審査ノウハウの蓄積が必要であると思われる。

先述のように、いくつかの地域銀行はすでに数億～数十億円の中規模案件に対するプロジェクト・ファイナンスの実施に取り組んでいるが、こうしたスキームに対するノウハウ蓄積は、これから一層各地域金融機関に求められることになるだろう。また、地元の地域金融機関同士の協調融資やりー

ス・信託スキームの活用なども考えていく必要があると思われる。

もう一つの課題は、これらの再エネ事業は、誰でも比較的容易に始められる太陽光発電とは異なり、資源供給や設備設置にかかる利害調整など、より専門的な対応が必要となることである。バイオマス事業であれば、原料となる資源を継続的に供給できるようなシステムを構築する必要があるし、水力発電や地熱発電の場合には、関係団体との間で権利調整を行う必要がある。

こうした事業に対しては、先述のとおり業態ごとの専門性を生かした対応がより重要になる。こうした意味では、これらの現場と最も近い業態である農協の役割には大きな期待がかかっているといえるだろう。他の業態であれば、権利調整等に関われる余地は限られるが、農協であれば中央組織によるサポートも含め、関係団体との調整から資金面までを総合的に対応しうる。いずれにせよ、地域資源の活用のための事業の立ち上がりを、その現場に近い業態が支援していくことは重要なことであると思われる。

おわりに

FITの開始を受け、再エネ事業にとって民間からの資金調達が重要になるなか、地域金融機関は、既存取引先が行う比較的小規模な太陽光発電事業などを中心に融資実績を積み上げ、着実に再エネ事業への経験・ノウハウを獲得しつつある。

ただし、今後の再エネ事業を展望した場合には、地域金融機関には、再エネで起業した新規事業者への融資や、風力発電・バイオマス事業などの太陽光以外の再エネへの融資などに対するノウハウの蓄積も求められることになると思われる。

地域主導の再エネ事業は、地域に新たな産業と雇用を生み、地域の自立や活性化に資する取組みである。地域と運命を共にする地域金融機関にとって、今後も積極的な関与が求められることは間違いないといえるだろう。

<参考文献>

- German Wind Power Association (2012) Community Wind Power: Local Energy for Local People, Berlin: German Wind Power Association.
- GLS Bank (2013) Nachhaltigkeitsbericht 2012, Bochum: GLS Bank.
(<https://www.gls.de/download/?file=2793&cHash=dd13fd374c357e6f2ee2d2dc7c28b82e>, 2013年8月23日閲覧)
- Sonntag-O'Brien, V. and E. Usher (2006) "Mobilizing Finance for Renewable Energies," in D. Aßmann, U. Laumanns and D. Uh eds. Renewable Energy: A Global Review of Technologies, Policies and Markets, London: Earthcan. pp. 169-195.
- 安藤範親 (2013)「再生可能エネルギー融資で先駆ける北洋銀行の取組み」『金融市場』4月号, 24~25頁
- 飯田市地球温暖化対策課 (2012)『新しい公共が担う地域エネルギー戦略報告書』
- 石田信隆・寺林暁良 (2013)「再生可能エネルギーと農山漁村の持続可能な発展」『農林金融』4月号, 38~53頁
- 科学技術振興機構地域エネルギー・ファイナンス研究チーム (2012)「地域間連携による地域エネルギーと地域ファイナンスの統合的活用政策及びその事業化研究 研究開発実施終了報告書」(http://www.isep.or.jp/jst-project/Final_jst_report_main.pdf, 13年7月31日閲覧)
- 大門信也 (2011)「震災復興のための再生可能エネルギー事業のあり方を考える一ローカルなマナーの活用可能性と諸課題」『政経研究』97号, 17~28頁
- 環境エネルギー政策研究所編 (2013)『自然エネルギー白書2013』七つ森書館
- 寺西俊一 (2013)「ドイツに何を学ぶか—自然資源経済の新たな可能性」寺西俊一・石田信隆・山下英俊編『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会, 10~31頁
- 寺林暁良 (2013a)「期待される地域金融—ドイツと日本の比較から」寺西俊一・石田信隆・山下英俊編『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会, 135~168頁
- 寺林暁良 (2013b)「小規模分散型の再生可能エネルギーと地域金融—事業組織の形態と地域金融機関の役割に着目して」『一橋経済学』7巻1号, 83~100頁
- 寺林暁良・安藤範親 (2013)「再生可能エネルギー事業の現状と地域金融機関の取組み」『リージョナルバンキング』63巻7号, 12~19頁
- 服部孝洋 (2012)「インフラ投資の可能性を拓く再生エネルギー・ファンド」『野村資本市場クオータリー』ウェブサイト版秋号。
- 船橋晴俊 (2013)「地域に根ざした再生可能エネルギーをどう普及するか」『総研レポート』2月 (<http://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20130212.pdf>)
- 山下英俊 (2013)「日本でも地域からのエネルギー転換を」寺西俊一・石田信隆・山下英俊編『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会, 169~191頁

(てらばやし あきら)

